

東日本大震災における被災児童等に対する福祉保健局の主な対応

1 物的支援

(1) 被災地からの要請に応じ、救援物資等を搬送

○ 岩手県、福島県へ、都の備蓄品・購入物資（ミルク、哺乳瓶）を搬送
（3月17日、18日）

○ 宮城県、岩手県、福島県へ、都民等から受け付けた義援物資（紙おむつ、ベビーオイル、冷却シート等のベビー用品等）を搬送

(2) 都内避難所（*）へ、義援物資（ベビー用品等）を搬送

* 東京武道館、東京ビッグサイト、味の素スタジアム
旧グランドプリンスホテル赤坂

2 人的支援

○ 被災地からの要請に応じ、児童相談所職員を被災地へ派遣

○ 避難所等を巡回し、保護者が行方不明等で保護が必要と思われる児童を把握、早期の保護に向けた活動を実施（避難児童、保護者の状況確認、調査等）

・ 岩手県

児童福祉司1名、児童心理司1名を派遣（3月26日～30日）

・ 宮城県

児童福祉司2名を派遣（4月12日～15日）

児童福祉司1名、児童心理司1名を派遣（6月6日～10日）

○ 今後、被災地からの要請に応じ、児童福祉司、児童心理司の派遣を検討

3 その他

(1) 被災地における要保護児童の受入体制の確保

○ 児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、養育家庭等での受入枠を確保（163人） *現在まで、被災地からの受入れ要請はなし

(2) 都内避難所において健康・福祉相談等の支援を実施